

各位

株式会社 東北銀行

「電子決済等代行業者に求める事項の基準」 の公表について

株式会社東北銀行(取締役頭取 村上 尚登)は、銀行法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 49 号)の規定に基づき、平成 30 年 3 月 1 日に公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を踏まえ、当行が電子決済等代行業者と契約(※1)を締結するにあたって電子決済等代行業者に求める事項の基準を別紙のとおり制定しましたので公表いたします。

(※1)改正銀行法第 52 条の 61 の 10 に定める契約

【本件に関するお問い合わせ】

経営企画部(担当:根本)

電話番号:019-651-6161



〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>

平成 30 年 10 月 1 日

電子決済等代行業者に求める事項の基準

株式会社 東北銀行

株式会社東北銀行(以下「当行」)が、当行のシステムと連携する電子決済等代行業者に求める事項の基準は、以下のとおりです。当行のシステムと連携する電子決済等代行業者は、以下の基準を満たすものとします。なお、当行がこれを変更する場合は、当行ホームページでお知らせいたします。

1.情報・セキュリティ管理の態勢が適切に整備されていること

- (1)情報・セキュリティ管理に関する責任者を明確化しており、責任の所在と対象範囲が明確であること
- (2)情報・セキュリティ管理ルールが適切に整備されていること
- (3)情報・セキュリティ管理態勢の定着及び周知が図られていること

2.電子決済等代行業者が提供するサービスにおいて、外部委託を行う場合、外部委託管理の態勢が適切に整備されていること

3.お客さま保護に対する適切な管理態勢を当行と協力のもと整備できること

- (1)セキュリティ対策の高度化を図る態勢が適切に整備されていること
- (2)お客様の被害拡大を未然に防止する態勢が適切に整備されていること
- (3)お客様からの相談・照会・苦情・問い合わせ等に対応する態勢が適切に整備されていること
- (4)お客様への補償対応を行う態勢が適切に整備されていること

4.コンピュータ設備における情報・セキュリティ管理の態勢が適切に整備されていること

5.オフィス設備における情報・セキュリティ管理の態勢が適切に整備されていること

6.提供するサービスにおいて、システム開発・運用に関する管理態勢が適切に整備されていること

- (1)システム開発・運用管理の態勢が適切に整備されていること
- (2)外部からの不正アクセスやサイバー攻撃を防止する措置を講じていること

7.提供するサービスにおいて、システムセキュリティ対策が適切に講じられていること

- (1)サービスシステムのセキュリティ機能を整備し、情報の取扱態勢が適切に整備されていること
- (2)サービス利用に関わる説明がお客様へ適切に行われていること

8.反社会的勢力と関係を有さないこと

- (1)電子決済等代行業者、その役員、主要株主または従業員等が反社会的勢力に該当しないこと、または反社会的勢力と関係を有しないこと
- (2)反社会的勢力排除に係る社内規程・態勢等が整備されていること

9.電子決済等代行業に係る業務の執行に関して法令に適合することを確保するための態勢が適切に整備されていること

- (1)電子決済等代行業者の登録を受けているか、またはみなし電子決済等代行業者であり、登録取消(拒否)の恐れがあると判断すべき事由がないこと
- (2)電子決済等代行業者において適切な法令遵守等の管理・監査態勢が適切に整備されていること
- (3)電子決済等代行業者のサービスを実施するための組織態勢が適切に整備されていること
- (4)電子決済等代行業者及びそのグループ会社の事業が当行のお客様保護等の管理の実施に支障を与えないこと

10.サービスを提供するにあたり必要な管理態勢が適切に整備されていると判断できること

- (1)提供するサービスが当行及び当行のお客様の利益に反しないこと
- (2)サービスを継続的に提供できる事業基盤・運用態勢が適切に整備されていること
- (3)サービス提供にあたり当行が必要と判断する内容の契約を締結すること

以上